小坂町商業店舗リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商業の振興及び活性化、商店の持続化を図ることを目的とし、予算の範囲内において小坂町商業店舗リフォーム補助金(以下「補助金」という。)を交付するもので、その交付に関して、小坂町財務規則(平成24年規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいず れにも該当するものとする。
 - (1) 小坂町民であって、町内に自らが経営する店舗を有し、継続して1年以上営業している小売業、飲食業、サービス業の個人事業主
 - (2) 町税等の滞納がない者

(補助対象店舗)

第3条 補助金交付の対象となる店舗は、補助対象者が所有する店舗(空き店舗又は店舗以外の部分を有する建築物(以下「併用店舗」という。)を含む。)とし、フランチャイズ加盟小売店及び大規模小売店舗は除くものとする。ただし、併用店舗については店舗部分のみを補助対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、店舗リフォームに係る設計費及び工事費、敷 地内工事費並びに店舗と一体的な設備の取得費とする。

(補助金額及び回数)

- 第5条 補助金額は、前条の補助対象経費に20%を乗じて得た額以内とし、300千円を上限とする。この場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 2 補助金の交付は、同一の店舗につき1回限りとする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小坂町商業店舗リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) リフォーム内容及び積算内容を確認できる書類(見積書の写し等)
 - (2) リフォームする箇所の写真及び図面
 - (3) 納税証明書 (滞納税額及び滞納処分のない証明)
 - (4) 店舗の所有者を特定できる書類(課税明細書、不動産登記事項証明書等)
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは 補助金の交付を決定し、小坂町商業店舗リフォーム補助金交付決定通知書(様式第2 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容及び経費の変更)

第8条 事業者は、小坂町商業店舗リフォーム事業の内容、補助対象経費及び補助金の額を変更しようと するときは、あらかじめ補助金等変更交付(中止)申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認(様式第4号)を受けなければならない。ただし、商業店舗リフォーム補助事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部を変更する場合は、この限りでない。

(実績報告)

- 第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助 事業完了後、速やかに小坂町商業店舗リフォーム補助金実績報告書(様式第5号)に、 次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) リフォーム内容及び積算内容を確認できる書類(請求明細書の写し等)
 - (2) 支払が確認できる書類 (領収書の写し等)
 - (3) 工事完了写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、小坂町商業店舗リフォーム補助 金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 町長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。